

## **[事案 23-97] 入院給付金請求**

・平成 23 年 12 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

高血圧症により入院したが、約款に定める入院に該当しないとして入院日数の一部しか入院給付金が支払われないこと等を不服として、申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 22 年 12 月に高血圧症により 40 日間入院した。そこで入院給付金を請求したが、約款に定める入院に該当しないとの理由により、入院給付金が入院期間の一部しか支払われない。入院期間中の外出については歯の治療等の理由があり、医師の許可を受け行ったものであるから、入院期間に相当する給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院先の病院への事実確認で得られた検査結果、症状経過、外出外泊証明書等から、血圧数値は安定していることが確認される。
- (2) 複数回の外出が終日に及んでいること等から総合的に判断すると、平成 23 年 1 月下旬以降は通院による治療が可能であったものと考えられる。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者双方から提出された書類等にもとづいて、申立人の本件入院の必要性について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 本件契約の約款に規定する「入院」に該当するか否かについては、入院先の担当医師の意見のみに基づいて判断されるものではなく、医学上の見地から客観的、合理的に判断されなければならない。
- (2) 一般に、高血圧と診断される要件は、安静時の血圧値が 140/90mmHg 以上ある場合とされているが、測定される状況により検査数値は変動するため、血圧値のみで入院治療の必要性が決定されることはない。また、高血圧により入院治療が必要とされるのは、血圧値の高度の上昇（180/120mmHg 以上）により、意識障害や心血管症状等の重篤な症状が発症した場合や、めまいや頭痛、動悸などのために立っていることが困難で安静治療を必要とする場合であると考えられる。
- (3) 本件では、病院の看護記録や温度板等の記録を見るかぎり、平成 23 年 1 月下旬以降の検査数値は、例外的な場合を除き、ほとんどが 140/90mmHg 以下の安定した数値を示しており、180/120mmHg 以上となるような高度の上昇は認められない。
- (4) また、病院の外泊・外出証明書によれば、申立人は、平成 23 年 1 月中旬に 10 時間を超える外出があるほか、それ以降、1 回の外泊及び 6 回の外出を許可されており、急激な血圧値の上昇のおそれがあり入院治療が必要である場合には、外出を許可されることはないと考えられる。
- (5) 以上の状況から判断して、本件においては、検査数値や症状等からは、入院治療が必要な状況が継続していたものとは考えられず、外出や外泊の状況からも、約款に定める常に医師の管理下において治療に専念しなければならない状態が継続していたと認めるこ

とは困難であり、保険会社の判断は、不適切であるとはいえない。